**典礼解説：年間**

**「年間」の位置づけ**

**「典礼暦年と典礼暦に関する一般原則」43で述べられているように、一年の典礼暦の中で固有の特質を持つ季節、すなわち待降節・降誕節・四旬節・復活節以外の期間を「年間」（tempus per annum）と呼んでいます。待降節と降誕節はキリストの受肉の秘義を、四旬節と復活節はキリストの過越の秘義を中心に記念しますが、福音書には受肉と過越の秘義のほかにもさまざまな救いの出来事が述べられています。年間の主日には3年周期の聖書朗読配分に従って各福音書をほぼ継続して朗読することによって（Ａ年はマタイ福音書、Ｂ年はマルコ福音書、Ｃ年はルカ福音書）、キリストの救いの出来事のさまざまな側面を思い起こします。こうして、一年の典礼暦を通じてキリストの生涯全体を記念するのです。**

**第2バチカン公会議以前の典礼暦では、現在のような「年間第○主日」という呼び方は用いられていませんでした。年間に当たる期間は四旬節と復活節によって中断されるので、その前後の期間を主の公現と聖霊降臨の主日を基準にして数え、四旬節前を「公現後第○主日」、復活節後を「聖霊降臨後第○主日」と別々の名称で呼んでいました。第2バチカン公会議後の典礼暦の改定ではこの呼び方を廃止し、一年のおよそ３分の２を占めるこの期間を一つの季節と考えて「年間」と呼んでいます。**

**年間は四旬節と復活節を間にはさんでいます。四旬節前の期間は主の洗礼の祝日の翌日の月曜日（年間第１月曜日）から始まります。つまり、年間には第１主日がありません。主の洗礼の祝日は通常、日曜日に祝われるので、この日を年間第１主日とみなし、実際にはその翌日の月曜日から年間が始まります。ただし、主の公現の祭日が１月７日か８日に祝われる年は、主の洗礼の祝日をその翌日の月曜日に祝うので、  
このような年だけ例外的に主の洗礼の祝日の翌日にあたる火曜日が年間の初日となります（『朗読聖書の緒言』104①参照）。このようにして始まった年間は、四旬節の初日となる灰の水曜日の前日の火曜日まで続きます。したがって、四旬節が始まる年間の週は火曜日までとなります。そして、復活節の最終日である聖霊降臨の主日の翌日から年間が再び始まります。再開する週は必ずしも四旬節が始まる週の翌週からではありません。『朗読聖書の緒言』104③で述べられているように、年間が33週しかない場合は聖霊降臨の主日後に再開するはずの週を省きます。何週目から再開するかは、『教会暦と聖書朗読』などの「移動主日・祝祭日表」を参照してください。**

**年間の典礼色は緑を用います。緑は自然界にあふれる色であり、生命・成長・希望などを表すと考えられています。**

**年間の土曜日が義務の記念日と重ならない場合は、ミサと「教会の祈り」で任意に聖マリアの記念を行うことができます（「典礼暦年と典礼暦に関する一般原則」15、「教会の祈りの総則」240参照）。  
　土曜日を聖マリアにささげる習慣は、８世紀末のカロリング朝時代の修道院で始まり、すぐにヨーロッパ全体に広まり、各地で編集された典礼書に記載されました。そして、トリエント公会議後に教皇ピオ５世によって認可された『ローマ・ミサ典礼書』（1570年）では、土曜日にささげることのできる聖マリアの信心ミサとして採用され、第２バチカン公会議後の現在は上記のような規定で聖マリアを記念することができます。**

**「典礼暦年と典礼暦に関する一般原則」より**

**43　固有な特質を備えた諸節を除く場合、キリストの神秘の種々の面を取り立てて祝わない週間が、一年の周期の中で、33ないし、34週残ることとなる。  
　こういう週間、また、とりわけ主日は、むしろキリストの神秘全体を追憶するものである。この期間は「年間」という名で呼ぶ。  
  
44　年間は、１月６日直後の主日の次にくる月曜日に始まり、四旬節前の火曜日まで続く。その後、年間はまたあらためて、聖霊降臨の主日の次にくる月曜日に始まり、  
　待降節第１主日の「前晩の祈り」の前で完了する。「教会の祈り」とミサ典礼書に記載されているこの期間の主日と週日用典礼式文は、この規則に準じて用いる。**

**『朗読聖書の緒言』より**

**103　「年間」は１月６日直後の主日の翌日の月曜日に始まり、四旬節直前の火曜日（その日を含む）まで続く。また、聖霊降臨の主日直後の月曜日に再び始まり、  
　待降節第１主日の前晩の祈りの直前まで展開される。  
　　朗読配分には34の主日とそれに続く週のための朗読が示されている。しかし年間の週が33しかない場合もある。その中で他の季節に属する主日もあれば  
　（主の洗礼の祝日が行われる主日、聖霊降臨の主日）、祭日に当たるので行われない主日（たとえば三位一体、王であるキリスト）もある。**

**104　年間用に定められている朗読箇所を正しく用いるためには、次のことがらを守らなけばならない。  
　　(1)　主の洗礼の祝日に当たる主日は年間第１主日の代わりとなる。したがって、第１週の朗読は１月６日直後の主日の翌日の月曜日から始められる。  
　主の洗礼の主日が公現の祝われた主日後の月曜日に祝われる場合には、第１週の朗読は火曜日から始められる。  
　　(2)　主の洗礼の祝日に続く主日は年間第２主日となる。その後は四旬節の始まる前の主日まで順に一つずつ数えていく。灰の水曜日の週の朗読は、その前日（火曜日）までで、それ以降の分は打ち切られる。  
　　(3)　年間の朗読が聖霊降臨の主日後に再開されるときには次のように行う。  
　　　・年間主日が34ある場合、四旬節の始まる週の直後の週の分から続ける。  
　　　・年間主日が33ある場合、聖霊降臨後採用するはずであった最初の週の分を省く。それは、最後の２週間に割り当てられている終末に関する箇所を年間の終わりに確保するためである。**